



今月のテーマ

Q&A20: 「障害者枠」での就労について知りたい



発達障害の診断があり、仕事ができるか不安があります。

ただ、「障害者枠」で一般就労ができると聞きました。

一般就労と「障害者枠」での就労は何が違うのですか？

自分の障がいのことを就職先に伝えるかどうか迷っています。

それぞれのメリット・デメリットを教えてください。



■障害者枠での就労（障害者雇用）と一般就労の違い

●障害者枠（障害者雇用）

「**障害者雇用率制度**」の枠内で就労する方法です。障がいや特性をオープンにして、職場に配慮を求めるることができます。

障害者枠での求人に応募する際には障害者手帳の所持を求められます。

●一般就労

一般的の求職者と同じ条件で就職する方法です。診断や特性について就職先に必ずしも伝える必要はありません。



■障害者雇用率制度とは？

「**障害者雇用率制度**」とは、企業や公的機関にに対して、一定の割合以上で障がいを持つ方を雇用することを義務づけている制度です。この割合を「**法定雇用率**」といいます。

法定雇用率は段階的に引き上げられており、2026年7月からはさらに引き上げが予定されています。

2.5 → 2.7

区分	2024年4月～	2026年7月～
民間企業	2.5% (従業員40人以上)	2.7% (従業員38人以上)
国・地方公共団体等	2.8%	3.0%
都道府県等の教育委員会	2.7%	2.9%

法定雇用率が上がるということは、企業にとって障がい者の採用ニーズが今後さらに高まっていくということです。

障害者雇用に積極的に取り組む企業も増えており、障害者枠での就職は選択肢の一つとして十分に検討する価値があります。

■障害者枠での就労のメリット・デメリット

以下のようなポイントを踏まえて自分に合った働き方を選ぶことが大切です。

- ・配慮があれば安定して働けそうか
- ・自分の特性をどこまで伝えたいか
- ・どんな職種・働き方・配慮を希望するか
- ・体調管理や通院の必要性はどうか

また、一般就労と障害者枠での就労のどちらも受けるということも可能です。

迷ったときは、一人で決めず、キャリア・学生支援室や障がい学生支援室、就労支援機関に相談してみましょう。

メリット

- ・障がい者向けの就労支援制度を利用できる
- ・障がいへの理解が得られやすい
- ・個人の特性に配慮してもらえる
- ・困ったときに相談しやすい
- ・正社員での雇用も増えている
- ・採用の時期が柔軟

デメリット

- ・軽作業や事務作業が多く、専門職が少ない傾向がある
- ・昇給や昇進しにくい（ただし近年は改善傾向にある）
- ・障害者手帳の取得が求められる



障がい学生支援室 一般教育棟D棟1階

開室時間:月～金10:00～12:00/13:00～17:00

TEL :086-251-8553

E-mail:shien-dr@okayama-u.ac.jp



障害者枠での就労や就労支援機関について詳しく知りたい方は、ぜひ「社会への一歩サポートフェス」にご参加ください！

複数の支援機関に一度に相談できる貴重な機会です。
「まだ何も決まっていない」「就職について不安がある」「どこに相談すればいいかわからない」という方も大歓迎です。

【開催概要】

日時：令和8年2月21日（土）13:00～15:30
(開場12:30～)

場所：みはらし会議室（岡山市北区北長瀬表町二丁目）

定員：40名

参加費：無料

申込方法：岡山市のURLもしくはQRコードよりお申し込みください

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000026319.html>

申込締切：令和8年2月18日（水）

【相談先として参加する機関（予定）】

- ・ハローワーク岡山専門援助部門
- ・おかやま新卒応援ハローワーク
- ・岡山障害者就業・生活支援センター
- ・岡山障害者職業センター
- ・国立吉備高原職業リハビリテーションセンター
- ・おかやま地域若者サポートステーション
- ・岡山県立北部高等技術専門校美作校
- ・岡山市就労移行支援事業所連絡会
- ・岡山大学教育推進機構障がい学生支援室

↓QRコード



【お問い合わせ・お申し込み】

岡山市障害福祉課 TEL: 086-803-1234

※詳細はURLもしくはQRコードよりご確認ください。